

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 山村 雅之
西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 村尾 和俊
(以下「NTT東西」という。)

2. 申請年月日

平成27年2月4日(水)申請(以下「当初申請」という。)
平成27年4月6日(月)補正申請

3. 実施予定期日

認可後、平成27年4月1日(水)に遡及して適用。

4. 概要

接続料規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第2号)が平成27年1月15日付けで公布及び一部施行されたことを受けて、NTT東西の接続約款について、所要の変更を行うものである。

具体的には、長期増分費用(LRIC)方式により算定される接続料について、平成25年度から平成27年度までの接続料算定に適用されるLRICモデル(以下「第六次モデル」という。)を用いて算定された平成27年度の接続料を設定するため、接続約款の変更を行うものである。

なお、本件は、情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成27年3月31日付け)を踏まえた総務省からの要請を受け、NTT東西が、接続料を再算定した上で補正申請したものの。

(参考) 情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成27年3月31日付け情郵審第20号) (抜粋)

今国会に提出された、法人税率を25.5%から23.9%へと引き下げることを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」が成立・施行し、これを踏まえて接続料が再算定された場合には、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更を認可することが適当と認められる。

5. 長期増分費用方式に基づく平成27年度接続料の算定

加入者交換機能、中継交換機能、中継伝送共用機能、中継伝送専用機能等に係る接続料について、第六次モデルを用いて平成27年度の接続料を算定（具体的な改定額は「Ⅱ 接続料の改定額」を参照）。

	平成27年度接続料（3分当たり） （括弧内は当初申請時）	平成26年度接続料（3分当たり）
GC接続	5.78円 【対前年度比 +7.3% (+0.39円)】	5.39円
	5.80円 【対前年度比 +7.7% (+0.41円)】	
IC接続	7.22円 【対前年度比 +5.7% (+0.39円)】	6.84円
	7.25円 【対前年度比 +6.1% (+0.41円)】	

※ NTSコストの取扱い

- ・ き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コスト以外のNTSコストについては、接続料原価から全額控除。
- ・ き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コストについては、接続料原価に全額加算。

2. 主な機能の接続料原価

主な機能の平成 27 年度の接続料原価は、以下のとおり。

(単位：百万円)

主な機能	平成 26 年度	平成 27 年度	対前年度増減率
		(括弧内は当初申請時)	(括弧内は当初申請時)
加入者交換機能			
NTSコスト付け替え前	226,303	205,739	▲9.1%
		(206,524)	(▲8.7%)
NTSコスト付け替え後 [※]	144,166	131,381	▲8.9%
		(131,899)	(▲8.5%)
中継交換機能	5,672	4,904	▲13.5%
		(4,913)	(▲13.4%)
中継伝送共用機能	7,356	6,665	▲9.4%
		(6,690)	(▲9.1%)
中継伝送専用機能	903	824	▲8.7%
		(827)	(▲8.4%)

※ き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コスト以外のNTSコストの控除。

平成 27 年度の接続料算定に際しては、加入者交換機能の接続料原価からNTSコストの全額を控除した上で、NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コストの全額を、加入者交換機能の接続料原価に加算。

上記のとおりNTSコストの付け替えを行うことにより、加入者交換機能に係る平成27年度の接続料原価は、以下のとおり。

(単位：百万円)

加入者交換機能に係る接続料原価 ^{※1}	NTSコスト控除前				NTSコスト控除後 ③	NTSコスト加算額 ④(=①)	NTSコスト加算後 ③+④
	NTSコスト						
	①	②					
		き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コスト ^{※2}	①以外のNTSコスト			加入者交換機能に係る接続料原価に算入するもの	
	205,739	113,108	38,750	74,358	92,631	38,750	131,381
	(206,524)	(113,633)	(39,009)	(74,625)	(92,891)	(39,009)	(131,899)

※1 各項目下段の括弧内の数値は、当初申請時のもの。

※2 き線点RT-GC間伝送路コストは 24,858 百万円、局設置FRT-GC間伝送路コストは 13,892 百万円
(当初申請時においては、前者は 25,023 百万円、後者は 13,986 百万円)

II 接続料の改定額

■長期増分費用方式に基づく平成27年度接続料の改定額

区分		単位	平成27年度接続料 (括弧内は当初申請時)	平成26年度接続料
1 PHS基地局回線機能	タイプ 1-1 のもの	1 回線ごとに月額	東 1,704 円、西 1,754 円 (東 1,711 円、西 1,760 円)	東 1,656 円、西 1,707 円
	タイプ 1-2 のもの		東 1,704 円、西 1,754 円 (東 1,711 円、西 1,760 円)	東 1,656 円、西 1,707 円
2 加入者交換機能		1 通信ごとに	0.54821 円 (0.54922 円)	0.59057 円
		1 秒ごとに	0.029051 円 (0.029175 円)	0.026644 円
3 加入者交換機回線対応部専用機能		24 回線ごとに月額	20,708 円 (20,746 円)	22,174 円
4 加入者交換機回線対応部共用機能		1 秒ごとに	0.0024161 円 (0.0024206 円)	0.0024617 円
5 市内伝送機能		1 通信ごとに	0.14605 円 (0.14629 円)	0.15560 円
		1 秒ごとに	0.0083189 円 (0.0083472 円)	0.0081685 円
6 中継交換機能		1 通信ごとに	0.14605 円 (0.14629 円)	0.15560 円
		1 秒ごとに	0.0012797 円 (0.0012824 円)	0.0012757 円
7 中継交換機回線対応部専用機能		24 回線ごとに月額	1,576 円 (1,579 円)	1,783 円
8 中継交換機回線対応部共用機能		1 秒ごとに	0.00018489 円 (0.00018529 円)	0.00019881 円
9 中継伝送共用機能		1 秒ごとに	0.0033347 円 (0.0033471 円)	0.0032476 円
10 中継伝送専用機能				
ア 同一通信用建物内に終始する場合	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線まで月額	13,333 円 (13,373 円)	14,322 円
		24 回線を超える 24 回線ごとに月額	13,047 円 (13,087 円)	14,001 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	112,269 円 (112,615 円)	123,412 円
		672 回線相当月額	111,983 円 (112,328 円)	123,090 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	336,235 円 (337,272 円)	369,593 円
		2,016 回線相当月額	335,948 円 (336,985 円)	369,271 円
イ ア以外の場合であって同一の単位料金区域に終始する場合	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線まで月額	15,660 円 (15,712 円)	16,333 円
		24 回線を超える 24 回線ごとに月額	15,373 円 (15,426 円)	16,012 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	132,240 円 (132,693 円)	141,090 円
		672 回線相当月額	131,953 円 (132,406 円)	140,769 円

	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	396,146 円 (397,506 円)	422,628 円
		2,016 回線相当月額	395,860 円 (397,219 円)	422,307 円
ウ アイ以外の場合	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線まで月額	16,667 円 (16,725 円)	17,421 円
		24 回線を超える 24 回線ごとに月額	16,381 円 (16,438 円)	17,100 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	140,890 円 (141,383 円)	150,655 円
		672 回線相当月額	140,603 円 (141,097 円)	150,334 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	422,097 円 (423,576 円)	451,322 円
		2,016 回線相当月額	421,810 円 (423,290 円)	451,001 円
加算料				
(1) 10 ウ欄に規定する中継伝送専用機能を利用する区間の距離が 10km を超える場合の加算料	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 24 回線ごとに月額	77 円 (77 円)	76 円
		(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 672 回線ごとに月額	657 円 (662 円)
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 2,016 回線ごとに月額	1,971 円 (1,985 円)	2,006 円
(2) 中継伝送専用機能を利用してNTT 東西が別に定める通信用建物と異なる市外中継交換機に接続する場合等の加算料	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線ごとに月額	2,327 円 (2,339 円)	2,011 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	19,971 円 (20,078 円)	17,678 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	59,912 円 (60,234 円)	53,035 円
11 中継交換機接続用伝送装置利用機能		672 回線ごとに月額	20,719 円 (20,789 円)	21,342 円
12 共通線信号網利用機能				
ア 共通線信号網(特定端末系事業者の装置相互間を含む。)を利用して、PHS 事業者の PHS 端末の位置登録又は位置情報取得等を行う機能		1 信号ごとに	0.021284 円 (0.021302 円)	0.019937 円
イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能				
ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能				
13 市内通信機能		1 通信ごとに	0.71921 円 (0.72053 円)	0.76804 円
		1 秒ごとに	0.051883 円 (0.052122 円)	0.047590 円
14 リルーティング通信機能		1 通信ごとに	0.89271 円 (0.89434 円)	0.96063 円
		1 秒ごとに	0.057784 円 (0.058037 円)	0.053454 円
15 リルーティング指示に係る網保留機能		1 通信ごとに	0.016320 円 (0.016385 円)	0.015223 円

16 音声ガイダンス送出用接続通信機能			
ア 加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1 秒ごとに	0.031780 円 (0.031911 円)	0.029080 円
イ 加入者交換機能、中継系交換機能、中継系伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1 秒ごとに	0.038283 円 (0.038425 円)	0.035741 円
17 リダイレクション網使用機能			
ア NTT東西の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するためにNTT東西の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1 通信ごとに	0.041489 円 (0.041653 円)	0.038699 円
イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するためにNTT東西の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1 通信ごとに	0.033234 円 (0.033376 円)	0.030481 円
18 加入者交換機等接続回線設置等工事費			
ア イ以外の場合	672 回線 (50Mbit/s 相当)ごとに	164,936 円 (165,033 円)	176,195 円
イ 第 23 条 (接続用設備の設置又は改修の申込み) 第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合	672 回線 (50Mbit/s 相当)ごとに	234,209 円 (234,347 円)	260,769 円

(注)タイプ 1-1: 平日昼間帯故障修理、タイプ 1-2: 全日昼間帯故障修理